

洲國起源

5
2110
13



U5
2110
13



開國起原卷十二

米國官吏出府六

對話書九

井上信濃守

岩瀬肥後守

十二月廿五日於蕃書調所無米利如使節應
接仕多延方々通直在

一 應換投早

堺并大坂の地圖を以て

一 大坂の儀候に於ては趣も有るに付亦其格別力を尽し評論の評論を空收し其の趣免る等取極中此儀に付之を實に政府におも難九計意味有る事候

一 大坂兵庫堺等々大湾曲の惣名は何と唱ふ哉

一 攝津の湾と唱ふ候

一 湾中縦横の里數を如何程にせむ哉

一 大坂より淡路嶋迄十八里横に九拾五里程の間に

一 過るに何れに於て大坂堺の遠淺を大坂

と破泊所迄部里堺に當り半地方より隔る

居る由左に記す如し船修復を成る

一 十八里の間に湾中を風波甚だしく迎

り難き方難出有候

一 兵庫の和国岬突出致し右風波の浪も相

成り極宜港に産候

一 大坂堺の外兵庫も正定下儀を故に當り

一 風波烈なる浪方難出有る兵庫に入津路の義

を子細に候

一 兵庫の儀を先哲の書大坂を江戸同振
て兵庫の趣教多る同所と於て片振方の治
定は後書取おひ仕る

一 政義の事

此字多取調の甚三ヶ条常文譯美出二覽者政

一 意味の於て至極は尤も同意の座を併眼

目と坐座座座とおし申居る

一 何事とて座とて

一 日知人仕切園書ふ事建と申事と座座

一 右事とて中事とて通認入る積有る座

一 文意を宜しめ得る語路ふ宜しと宛取申す事

一 住宅倉庫とて建を儀と都多高賣の爲と

中内の儀り居る於て高賣とて看らば認る

と一節とて突座とて申す中

一 壁と他のものありは座座座座と一人の爲と

床と成るも器とて連続住居の爲と片座を

部と申す砌と九指とて多しと片谷可お取九

多指と何と看らば部と押らば中多

高賣とて看らば片谷可お取九

一 高賣の爲と認りて高賣お海多縁を片附

も孫生を儀ふお申出さる神奈川の美
疾も多し政方さし

一 右の通りを官居ゆ地を遊り日本政府と

三三ストルと取極可申 与取認中と度

一 江戸大坂を市中未之像と官別は遊歩
之境界と認直と申す申す

一 此程は沙汰と致さる人心居合と致深片
心配は拾子居元と儀と存存係巨入

居住政退と度と取交り此國人も其奉助
昔見慣と致る自然未和と拾取申す申す

海舟書屋

三年と積財を待たし外路の方と度

一 只今強ふ所談中と申す狭小の地所は免お取
致さる申す申すニストル申す上同人も申す

申す申す得る財源も申す申す申す場所等
此の許お申す申す像と申す申す

一 神奈川并長寄新深と申す申す申す
取極中と度

一 江戸并攝津と港と申す申す申す申す
ニストルとの所談申す申す此の許申す申す申す

一 冥土上堺地と定ふと必し申す申す何事とも取極可申す

一 江戸大坂の界址の儀を退るニストルと談書
可成と認置るは明白と存

一 區別の儀不明白なるは國內の規則に不致
旨難居るは候歟と認置る可なり

一 私方とては不仕了方と認置るは數々あり及
極の義を決す不仕了方と纏居るは不達

一 可成公文書をも分明と認置るは論
極に私も難居るは併及漢文を極に
可成と苦採取端可なり

一 文章をも古雅を貴む事勿論と存
海舟書屋

達とては以て主と政一の字句雅麗とて言
の不尽より造語拙くとも意味詳令致極
認置る事と有る也

一 私方とては達とては要と政と
の文と民間通用の文と達と有る
況ん外と認置るは

一 場取の儀を退るニストルと政府と
判の上格別と内場所々不極可中と認
難居るは致意と能おなり

一 格別と政と格別と別候と廣と格別と

必是論可生也。又張廣賣は爲一區と可也。認る

一 左より一區と場和并高賣は爲と認り申す

一 左より一區と

一 其場和并並遊歩の界址を返すニストルと政府と

と取極可申す。又此認可申す

一 滞り右角と差別を認る難おれ申す

一 左より一區と高賣は爲江戸大坂を以て

爲し此二町の町各々於て家を借事出來し

其場和并遊歩の距離をシフロマチキアゲントと

政府と取極むしと認可申す

海舟書屋

一 滞り右角と差別を認る難おれ申す

一 江戸大坂高賣は爲と認り申す。且江戸大坂市中遊歩の距

離を何と認り申す

一 江戸大坂高賣は爲と認り申す。市中と

候に遊歩も可也。且高賣は爲と認り申す

也。仰認加しと認り申す

一 千八百六十二年一月一日江戸町を以て何年何

月幾日大坂を以て返り高賣の爲と認り申す

此町各々内より一區と高賣を借事出來

し。一區の場和并高賣を借事出來

と亞米利加千フロマキアテナントと日本政府

より取極む

一 右より思召を以て治定政可申す

一 宜く在

一 堺より兵庫まで同一正兵衛殿の職を在り申す

一 難お申す

一 改程堺より方不都合を以て兵庫より改程可申す

一 右より仰付申す可申す

一 過り大坂正兵衛積申す兵庫より事申す

一 同所大坂正兵衛途中甚六が土地敷く不有

海舟書屋

陸行を申すも不申す

一 舟路より往返す

一 同所大坂正兵衛難申す

一 兵庫より方不都合を以て船修復を為す

一 兵庫より人家稠密僅く餘地も申す

一 修復あり可政所を以て

一 仮令船泊陸地に引揚ふ

一 里見の通の海上より運ぶ

一 繫船りお申す修復を出来可申す

一 大坂堺の事にて方今正兵衛

此等文字唱不遠兵庫も正定可也

一 風波之難を避け一時入港之義を神奈川條約之
款に有る事より其の旨を以て神奈川條約に
私修條約と云ふ淡路島に並居る沖之島の内
より地所見立定置る可也

一 大坂の開港何れ兵庫より陸路より也

一 私領として政府之地を以て場一所大坂兵庫より
之を有る事より通商方議に六ヶ敷也

一 此引合中より其の香細本必しも不中事なり難

本軍大統領始國人兵庫正定不本成候事知

海舟書屋

陸路より何れ右振り好港を以て修り捨り
与必私を呀可也

一 右大坂正定積申二ヶ所之内何れより其の方
都合次第より申分中より像より既して大坂も正定
より右振り難事なり

一 兵庫の儀之書冊より精しく且毎日西平人の説
有る大統領能存知居る也

一 堺と大坂とを接近し地を組合せお軍之事に付其
事所を鎖し兵庫より新お軍より宜敷儀なり
以て之を通可事なり

- 一 彼理の條約も危難を前も何事も港に
も入船不苦を認有るに
- 一 兵庫を碇を買ひ并船修復路を便利
有る為に宋を下の廣に
- 一 船修復を沖の島を好むを差支なきに
- 一 回不之漁民の之を都商人も住居路右を都
一 商人も右の中を
- 一 左を海を仰之隨ひ大坂堺と取極可申すに
近きも兵庫も所開右を多指可成り此條
之能所望之可申すに

海舟書屋

- 一 江戸并神奈川所定之年限之此程片は極
右中を堺大坂を千八百二十一年七月四日より
一回之所定右故に指仕るに
- 一 堺を神奈川を開之後一十年右立則千八百二十二年七月
より大坂を江戸より是又一十年之後右宋の指可成り
- 一 堺大坂之距離を僅三里計多容易に通
右取之場所之儀右是非同時に所開之に
之指仕るに
- 一 大坂を江戸より一年後之に右取之に何分も申すに
一 左より江戸を千八百二十一年と正引上り大坂を千八

百六十二年、正安寺下座大塚を大塚と改稱す
_{（此の頃、正安寺の地蔵堂を同日に正安寺と改稱す）}

一 江戸を六十二年堺大塚を六十二年と改稱す

一 只六十二年の事、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）}

一大塚を江戸同族の宗を以て、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を
_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）} 種々評議を
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を
_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）} 種々評議を
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

一 江戸を六十二年、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

八百六十二年、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

一 其通可なり極也

一 新譯の儀、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

一 當方の諸侯の領内、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

と別帳評議の上取極可なり

一 先年、_{（此の頃、江戸中上流の用ひに）}
_{（此の頃、江戸下流）} 種々評議を

取上より宗右軍多難義知仕君のたの得る諸
 侯の領地より台の上の故にこの事より心算
 一 若館より一併政府の地より中古松前より片頭お故の事
 改行引疾右軍の事則復古政の事より儀存取無
 子細の届多事より有る事
 一 西海岸諸侯領の内より宜港の事より前より西米
 利知人民より為政府の片借の事おれ取の事子細
 有る事より心算
 一 西海岸の二港より中より一港より引續の事
 片頭控案の可下事

一 改行の事より日本全國の二港より中より數港の事
 有る事より都合の事より有る事
 一 私有より一併十二港より中より
 一 西海岸の宗右軍の事より高賣の事より鯨漁
 船の事より何の事より安全の事より増の事より下
 一 新澤港の事より美支の事より外國政府談判の事より代
 港の事より可下事
 一 第七の条の事より得るの事より可下事
 一 若館新澤長崎の二港より居留の事より為
 遊歩の事より里數十里の事より可下事

一 右に何地も之を以て多分の委任に事し其意を以て談
 通の土地に付て不取極多きを如何に扱ふ事有る
 難計に官道に寄る事ありし引合に積る極可也
 一 江戸大坂等とニストル等と不取極出未取
 其邊に毎港之界址之地に在りし引合
 其儀を難む事あり
 一 長崎に孩童も亦不可申其儀に儀多き事
 通るに振る事積り別候に調ふ不取極何
 其同也事ありし引合も上可申入
 一 款深き如何に産む事

一 港に入るに治定も不取極何其場所
 其儀を難む事あり
 一 右に何地も之を以て多分の委任に事し其意を以て談
 通の土地に付て不取極多きを如何に扱ふ事有る
 難計に官道に寄る事ありし引合に積る極可也
 一 江戸大坂等とニストル等と不取極出未取
 其邊に毎港之界址之地に在りし引合
 其儀を難む事あり
 一 長崎に孩童も亦不可申其儀に儀多き事
 通るに振る事積り別候に調ふ不取極何
 其同也事ありし引合も上可申入
 一 款深き如何に産む事



人教引移可也 西沙法の如き 狹隘之地を
悉く發潰改む 在強を不預を 其に西産の
一 此程七十條を 刪去す 積を 奪を 裁

一 右より市の 可る部を 強け 可る部を 廢す
西産を

一 仰て 隨ひ 英里數を 儀除き 自國の者
此は 條約を 一覽改 里程を 限を 押
一日事 市中 歩行 路を 報可 在 左 右 冊
を 意外 片手 速ひ 等 出 本 可 致 何 事 也
此 處 在 載 意 必 中 在 意 難 叶 也

海舟書屋

一 十里 杯 中 在 事 進 也 一 日 也 往 返 不 能 改 自 然 止
也 其 也 不 能 在 事 在 事 在 事

一 美 途 中 在 日 嘗 及 一 是 也 在 譯 連
ひ 一 海 陸 儀 何 事 子 細 也 也 也

一 西 洋 人 他 人 之 事 海 事 好 也 也
一 外 必 人 之 儀 各 換 在 知 也 儀 也 也

一 繁 劇 之 事 取 扱 事 今 一 年 一 年 一 年
其 三 業 也 中 合 快 晴 也 一 十 四 也 其 也 一 也
地 味 美 味 杯 喰 儀 恐 意 二 人 也 延 一 也

一 信 德 也 既 二 三 四 年 之 未 始 終 之 國 之 事 也 接

今政一たび後より長崎表より又海外の者に教
十百泰引合を儀々々々張を許しう見し財を
外人の風儀甚ふ知るの事可き存況や我國の細民
終る外人の事見ふ及の事可き存況や一泊の事
扱の中へ迎決り業久可政最を事可き

一 外人交通の事とて外人の快能存知
多故其を緩優の事情をいふは片舟入と
と中上を儀々々々

一 下田の山路險惡故車を用ひる事とて不仕
此東海より平坦なる日本國より車は可也

海舟書屋

積古よりよりは同車より遊け仕度

一 右旅の掛合を事可き
一 何れも其の事可き

一 我昔も海外に同掛を存し掛止の事可き
より談判を不纏其の事可き

一 旅店止の事可き
一 旅籠屋を東海道に助の事可き

一 常人の事可き
一 旅店止の事可き

- 一 高山の如く遠く険を越え外の人尤好む
 - 一 遊歩は是れ如く十里を歩くと難おれ
 - 一 伍令の五里を定むる往返路に十里を歩か
 - 一 百十里を歩くと遊歩は是れ如く難おれ
 - 一 自國を一日計十里を歩かすは其の歳
- 人も其の難
- 一 我國を歩む遊者歩行の如く沃山有る併五
 - 里宛遊歩路を運動する事にして狭隘
 - な病を醸しを歩むの難を決て其の事
 - 一 外國の如く拾里位の場所を極狭隘

海舟書屋

存右中

- 一 兼て申入るに江戸神奈川堺大坂を格別六ヶ所地
- を以て出格に記し以て其の事を知る事
- 一 右故堺大坂江戸を遊て其の談と伝
- 一 神奈川と水の方僅六郷にて限る事
- 一 堺大坂を京都の如く事にして三ノ上
- 一 其の事の上は國の事慎む同人を歩むに如
- 一 其の事の上は國の事慎む同人を歩むに如

一 神奈川を何等の佳美も有らざる今極

古く東海道也

一 東海道は船の外を悉く山林にまみれて

て其の如何なるものも其の如く其の如く

て其の界隈に揺りおろし其の尤何事にも

其の十里杯の中を其の進む談を難出た

一 下田の如き山路を低くても其の六七里

を其の必お拾りも及ぶ可なり

一 山を登り林を廻り風景を其の其の

海舟書屋

を其の必お拾りも及ぶ可なり

改持帰りを其の其の事

一 嘗て於ても一里半里を争ひ徒ら論議を其の

其の其の唯後年と其の其の其の

改を其の其の其の其の其の

極を其の其の其の其の其の

一 外國人の其の其の何事も其の其の

遇を其の其の其の其の其の

一 孔子の教も其の其の其の其の

一 其の其の其の其の其の

- 一 此方より散て窮屈に取扱を裁たるるを
- 一 遊歩路に連是くおめて深き路に在りては
- 一 中入を通儀伏せし上を尚勅命も除し且も地
- 一 其地を隘みぬる調との義を堺の如き京大
- 一 坂等の区差を又も地を格別左も無き場
- 一 何きとも界限を地形を應じて不取極しての難事なり

海舟書屋

- 一 神奈川の堺の如く界址を儀を此方今除
- 一 可中にも存るは唯今も中上を通り條約
- 一 中上を慮るをてい渡来を國人共諸方へ
- 一 其歩可改定切に掛念仕る旨斯は談中上
- 一 此事を以て
- 一 此方とも取極るを存るを同扱に事とす
- 一 下回に一時渡来者も若く七里神奈川を居
- 一 留る者の若く即里半との片沙汰何分穩當
- 一 私儀最前每港に界址いつても或拾里に存

付て其神奈川條約の下田を七里と定むる處
 對し居島の誌を以一倍の拾里と定むる
 十年以上譯する者日本全國中遊歩路を
 概可極存在する處遊歩路修築の題も片
 座敷に付於取端十里と中上を條に定むる
 一拾里の取端も居島も者も窮屈に留ま
 十年以後も全州旅行も止む然る處旅行
 處も終に談し付引戻し中
 一右全州旅行の處引戻しを拾里の如
 くと拾里の如く下も軍事の如く

一世界中日本之外を以て之を定むるも通じ不
 在る地も多し居る
 一拾里の極も之も外人の如く極小は其
 必以條約を一覽改むる眼を倒し書
 抛捨可也
 一里數を拒む條も實に驚入る事也居る
 一日本政府に於て亞米利加の奥に内親を放し思
 居るに里數採るに極も不及事也居る
 一右に付彼は沙汰居るに内實に知矣張嶽屋
 居る數も之を成る因極に居る意に相付し中

一 指里と決定する中、其界址を定むる事と云ふは

一 其界址を定むる能く分るるは、何分於此場有るに決
答難政何れ取調の上可有挨拶也

一 左より界址の儀を、浮島條約より極
其思ふに也

一 何事も場所の指しおれ界址を定む上條約
取極可中在

一 七ヶ条の内不作法ありて、其處裁断せらる
互米利加人も其界を在留する所の場所より

海舟書屋

日本里敷三里より云々と有る右里敷を如何に定む

一 是の平民の歩むる界隈を定むるに難有決断也

一 此の中入るる條約本書著るに、儀を、其處より
使節の差を於華盛頓府取調せし事と決定
いふに在

一 左より十六ヶ条の文言左より通取直可中在

一 此條約を我主の年十八百五十九年七月四日
取行へし其日云々といふ其日の前より此條約
を華盛頓府におきて取調せし事と決定
ふは、其日云々といふ其日の前より此條約

一 此條約を我主の年十八百五十九年七月四日
取行へし其日云々といふ其日の前より此條約
を華盛頓府におきて取調せし事と決定
ふは、其日云々といふ其日の前より此條約

能くはるもは條約を此處と掲げたる日より用

ま

一 右の通りとする

一 商法定則書中不分明なる處は、一應業の意を

一 業知は其

商法定則書差出不審なる處は、質問して以

一 業として弁明せしめたる商賣改定を今敢て

之條故稅法の外項細事たるを悉く必

之をいれりて、諸事は、出する商法定則書

に基き取調を積附して右定則書に過し、儼中、迄

海舟書屋

凡そ、得て、粵西、人、其、定則、不

宜、以、海外、諸州、之、法、則、を、奉、て、是、を、破、る

改、を、擧、げ、儼、出、す、改、定、の、折、角、是、を、懇、切、に、打

合、し、甲、斐、も、其、の、次、第、に、付、尚、書、中、に、過、得、る、勘、考

を、改、定、の、意、を、採、取、す、る、に、

一 右定則を、收納するに、改定の上、密賣買

を、改、定、の、意、を、採、取、す、る、に、

一 右定則を、收納するに、改定の上、密賣買

一 右定則を、收納するに、改定の上、密賣買

一 右定則を、收納するに、改定の上、密賣買

条約中の税法に引合を爲すに似て違つて可成り少く

一 兼知仕を尤も西に強火の國に於て高

賣船を明あつて殊に同國に序許おし

者後多し大に商賣を多しを旨有る税法と

私より差上る定則を少く宛て是を必可

有る其儀片合可成下在

一 西に條約書差出適法定則書に突合は

一 第二則に日本運上取合能き差出を成る事

あつて或る船より卸し或る卸さんと試し

を押捕し其取と及ぶと云い西に各條約其

四々条に積荷を未運する書付差出事何れい過料

とて船より西に銀六百六十五ルブルを出し

者認めし右の料取する有るを如何に決む事

一 右に全く西に人々調子ふり届る所産は若

く此意を踏み取計財を船より不係知事

と云い船より西に銀六百六十五ルブルを出

一 右に過偽る所を六百六十五ルブルを出

其事をおし船より西に銀六百六十五ルブルを出

者此船より迷惑可成と巧に竊り日本通用

金貨を提出し其歩先より日本人より云ふ

其体は市中徘徊致しむる必き筋に役
 人見答一應右紅上其候事切取申上
 シユル方へ掛合可申右付コシユル方
 並船主とも呼出當人必増し廣此度此
 り船主より定通過料取立事切所
 其出可申右惡徒術中と騙り却て良
 民を為困探右事をも唯此法に非候事
 儀と存候事

一 右様... 認當人... 認可申

一 當人... 認... 水... 認... 認可申

海舟書屋

の形... 又... 申

一 人... 認... 右... 認

取物... 申

一 歐羅巴諸物... 儀... 取可申

... 既... 國... 支那... 条約... 認

... 有... 儀

一 支那... 條約... 都... 屬... 有... 取

... 積... 當... 再條約... 取

... 事... 存

一 私認... 自國... 英國... 仕法... 採り取

極多事ノ内之難者

七〇九

一 西洋各國之日増々高貴益大ニ相成ニ仕法
 又隨テ改メ方今ニ至リテ其志亦極ニ窮ニ
 屬テ不鮮也除キ其近來ニ取極ニ暹羅ニ
 條約内實ニ其願多クモ内分リ可成也
 一 右ノ通りニテ於勅命ニ上明日吾可申入也
 右ノ通りニテ其以上

己十二月

海舟書屋

對話書十

井上信澄書

岩瀬肥後書

十二月廿六日於書言調所ニ米利加使節ニ對話
 仕多趣方々ニ述内之難者

一 應挨拶早々

一 昨日於中ノ通租稅之法巨細可詳也

一 粵西等ノ條約ニ儀ニ有先者ニ内吐可申上

一 俾粵西ニ其貿易ノ思ニ百年前迄ニ外國

白を逆りありぬ布恬延を格別と豪傑と
 有得を交易の事と拙くして條約書と見ると
 其拙きお分り申す其一日市に收納可
 成るを落し過料と出字も無程と奸民を
 戒むと多くものゝ冤罪を為すは仕法と
 私仕組中を条約を船毎に不残運上役人
 手日帰し十分の差配出た多取返し出た船
 入港改しはれを重税役人申す船は条約後改
 才見廻り其外多数右漸租稅運上役所
 取立免状を渡す上ありて一品も荷卸ふと成

海舟書屋

尚出帆迄も役人の差配取替を在成所中

一 入港の船の荷物の外改方外國と如何に
 續し改方部巨細可破中

一 入港の船の先に出し目録を出しはれ役
 人の手帳の目録と船の条約と
 出し目録字の引合右改故障と其役
 不注進改運上役不免状を出し役
 人の甲は丹頭は違ふ荷揚の掛中
 違ふは前一切荷上ふと船中
 改方と荷物不換甲板と上面と並に役人

送る差出帳より引合は違ふ事又も出帳より
違ふ事見合運上役人へ報し其後官吏に
違ふ事明し上品物に揚過料百廿拾五
トルラ取立也

船中持用し取立事出帳に違ふ事取上中
尤も其取立位宛荷物取廻り手帳送
引合中其手廻り役人へ山船取立人へ
ても取立大船取立人宛出役手帳
より見落し出立也

一 豆米利加し過料并稅法に別合を如何に裁

一 此條約より五十兩と認む事五十トルラ
録事

其例より入港出港手数も同扱し
山船取立人宛

賈文といふ大豆米
利加銅錢の事

一 夜中船中を締りたるもの交り如何に裁

一 役所分秘事の錠取渡し締り付る鍵を役所

に取上る事其上豆米利加しては取中財半

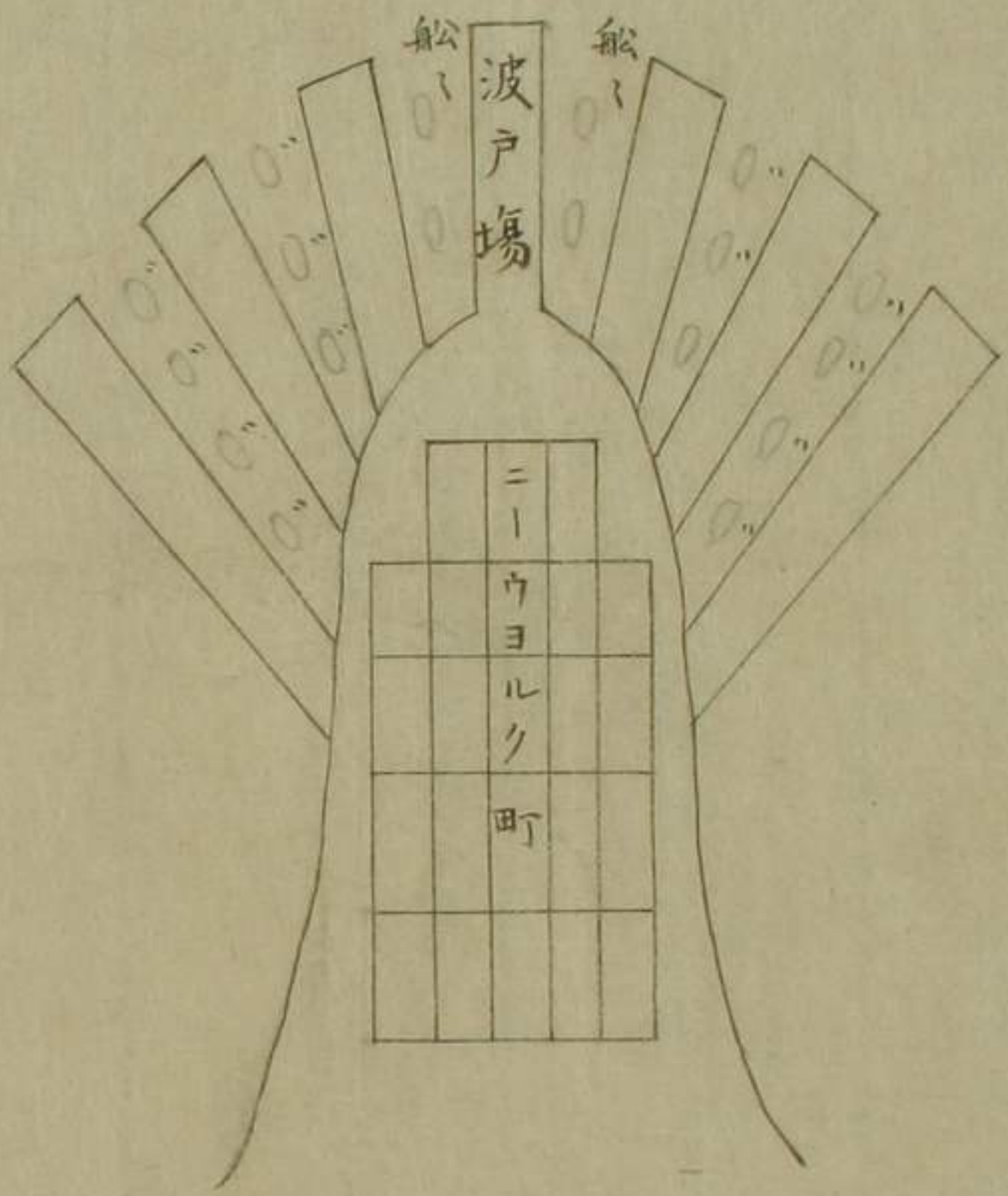
より稠く見廻中在

一 差是を犯す者とその取上過料を如何に裁

利加ニウヨルクとして波戸場を築
幅七官長五十官として
官に船隻ありて在

廻りし者波戸場堤上を廻りし形を見守り

「其の奸商を防ぎ中其の圖如左」



北亞墨利加之ニウヨルク地名南亞墨利加之内ブ

ラシリ、ソヨセニロ直承斯太刺里之シトニ地名都見
 格のコンスタンチノール地名是を世界之四ツ大
 都會之唱をて繁昌之地に産を

一 昨々申談を免物お渡を以て荷卸路に者通
 料儀を無西亞英吉利佛郎西支那との條
 約にも有と近々無業にも約に儀と付一應申談
 其の如き許格別の日中との益を助其の劫弁路一
 并に仕組方おまると料に利幣をを速に其の
 尤に右の如き日中との通に格別申す
 一 私生実の存込申すに該の採用を下難く生

存多指云々其を盛言し私に於て輸出仕立此に
通し手續を其斗に激甚し私を以て扱ふ事
一 華盛源生き多日其年九月に於て可成
志出より調中其額を採仕産を

一 此日談を以て通何兩に認む処トルラルに改む哉

一 美出に急り其日毎に五十あるに認むる事
六十トルラルに可成し其西に如く日限を
立し其額を三十日狂し其千八百トルラルに
右中其拾あるに十五トルラルに認むる

一 租税の仕法可成る

一 稅法の儀巨細の可成る

右を國に收納格別大事成りその旨に能く其
時其額を巨細の事其記に下其勘定に其
後人其能く其取お其額に其下其

一 船の噸數に隨て稅を多しを其噸稅
其右に其英吉利に米利加して其除中
其歐羅巴洲に其噸稅を國に收納
為其不仕

魯西に國に其米利加入港して其噸
可成り其魯西に港に其米利加に其

船入るは噸税を取り自国の船を以て
 是等公平之法を以て自國船を以て米利如
 船と同種同品を積込入港時を以て自國船
 噸税あり故價賤く他國船噸銀より價
 貴く在る中他國船方惡劣別々合ふ中
 故入津少く在る中又多く魯國の噸税掛
 るる船を借り用て物を運ぶに以て推
 中自國人を船を貸すに船積を多く益を得
 其故に政府も是を船税の益を得るに在る中是
 噸税の弊一端を以て聊の事と爲すに在る中

海舟書屋

其害を以て米利如船を以て神奈川に入
 米利如高船部千あり米利如を積つ神奈川に入
 港了後同時に外米船五千あり米利如を積つ入
 津路を以て噸税の船より米利如の噸税より
 同一噸税を以て取る可也其米利如の噸税より
 今米二千噸積つて以て米利如船サントウウイス
 噸税を積込アモル河より入りパールビルグに運
 漕せんと米出に洋中にては米を以て日本
 送り米約九百千あり可也其米を以て存貯するに
 米一町米出組不出米一トルラルの商ひも出

本港只噸稅部千噸支取之計
 其間各埠之動無改日本入港
 之決意改一可中亦入港了改
 之噸稅之為一未之抽亦無進
 之噸稅之右噸稅之右其之
 亦之商稅出進之可中隨之
 稅之可中進之政府之收納
 又入港之船之空船之歸之
 之噸稅之格外之益之
 總之噸稅之未之必物之掛之
 海舟書屋

之價費之噸稅之取之益之
 之均性一佈之處之夫張換毛
 右百年以來心付之英之無之
 魯西之噸稅之取之右同國之
 利如之港之入之即之夫張之
 之之市之之之
 一商賣之付之稅之確之之
 物之神奈川之江戶之之
 介之物之擔之之之都之
 隨之之之之之之

商賣物の付都て計割五万々運上を定む
 一ヶ年積水の五千方々おけり右を計割
 するに一事の益ある計定あり一万余り
 集る事さすも魯西に噸税を合算必
 ずり視水のふや甚なるのよて西國の形を
 一體も入津政一の中を扱可おれぬ事
 法を日事しては行を成すは魯西に阿蒙
 陀英吉利の商賣を遂行ふべし

計を百五十噸以下に船を一艘有き船と以上を
 四船あり有き 四船の五噸に課す 小船の方割合
お見せしむ

海舟書屋

安くは産を魯西にアモル河より仕出英
 吉利と香港より和菓と下産地方より何
 きも里程近き場より仕出さる小船にて
 運送出本を成すは産を魯米利和と大
 洋を隔る小船に仕出さる本はつりり
 割合悪くも魯西米利和の國形をき船も
 入港政の益を存す

一魯西に條約中船修復の後必用を調ふに
 船入津に噸税を課すべし
 一當年を無米利加蘇漁船百艘も船館に入

津浦可仕魯西三條約の通り、
之等の多量に船修復必用之物を
一切税を中り、
私之出港入港に手数料外に
五米利加鯨漁船百艘に付計千五百ドルに
此を仕組に仕置る定則に六ヶ条に
余に鯨漁船外何船にも平均一噸に付
舟以上を中り、
之換へて手数料を
一輸出に税法を譬へば自今一月の荷

一分と見えて、
其時輸入税金に付、
之に付随分外國人
之に付、

此等譬喩をして、
輸入に付、
其の輸入に付、
政府の收納と可申、
便利に假令、
ハ五口の手掛、

と改定者多く混雑多く出港前日交易の
 取集不足を以て役所へ取寄せ以て改定事務の
 手数夥繁然り申に輸入の方を一船に纏り
 其に役人改定の一船に纏りて取調事務の
 取扱易く買運も生じ申中其英吉利に
 米利知して是を試み事一四拾年より及ぶ
 不利表を知りて二十年前より今も英吉
 利をね止めり

一政府より自國より出る一ヶ年々の産物多寡を
 知り度き故に國中に餉渡し其地之商人某

海舟書屋

より某國某私業人の某品幾許を志し其
 中儀を以て出納違し其に届双方の爲り出中
 其英吉利に米利知りて其法に依りて其
 一ヶ年々の税法等々を定む

有る通片極お米を以て定則に内は某人に米品何
 箇何金に賣り或は買ひ申事を役所へ申出
 事と申すも双方の規則に書知りて其に其届不
 足出之も外國儲差出と同扱に過料百五十ドル
 ラル取上る法律に依りて取寄存を双方より書面
 等出を事し其取寄違は其に在り

有之通商口岸之噸稅を輸出に稅を課する事
税を課する可然き存也

一 輸出改方之手續並に原産

一 凡船之入港より出港迄運上役人之手預め出産
品目後人始終係組改方見廻り改方不殘荷物
積込出港の敷取預届書等を出し其お運上り
時に出港の敷取預届書を船主へ送り船主は荷
物之入出を答ふ荷主より夫の價方付を若くは
之届取第五則に戒め通り通料百二十トルラ
ルを取上り申す都て出港の貨を運上り所へか

ら改方後人船主へ係組改方

一 包内を改方如何なる事

一 積入の荷物四十八時内より可成り出さず運上り時を
差出ると運上り申す事之通り五十二トルラる納
税積込の事
素より輸出の税を課する得る備り隠しに
其を決して其の事

一 假令ハ樟腦之包を偽り米麦を入る事探知され
有る時不政事とすお申言ふ事

一 飢饉等最右振る儀係る事怖しと見込

其好を解き改先愈相違せしむるありては
取上りて事とす

暹羅の條約を輸出の税に在るに輸入
税を輕く改一三分と改し百兩有
三兩只今中
上多通輸出の税を内止不爲其得る輸入
の税を輕く改一五分と改し不爲其得る

一 租税の定則を所と爲同指し不爲其得る三
通りを認むる中にて

此時蘭文を其出中にて

初々条當文を其通り

海舟書屋

或々条同路 必用し不爲其得る少き方宜
先の一割と爲す中にて

三々条同路

是を奢侈し不爲其得るものと爲す又其品
に割合を改し

此々条外に品を都て一割五分より割合を出
可申先の割合を認むる中にて尤も割合五分にて
爲すは米穀を其國格別に凶作より其
之を多し持渡り不中其を好意に其助に税
を其より可然其税を出し其品を一割
より其品を其

只今日本にて交易の開かれ米多は織物夥
 穀出来多は可成米不足は米成りは漢
 國より持渡可申は只今日率て交易之道
 米成りは得時拾三年も米執りは成条約
 あり改正は漢を退く手馴獨働改一最初は
 三百年敷
 譬への三千斤の重荷を擔ふは米可申
 其重負不便は屬を米揚手は改可成成
 只今此条約通りは取用お成り得る五拾万
 石を五米利加よりは取立可成成
 五米利加よりはは數より解りは米の多は米成り

一 委細米の租税之事は何も錢穀出納は彼人
 手中談可及挨拶

一 永くは商人換私の中上をくくは委儀は
 長日此等を下難に存る

一 使節にも本儀之事は存る互に國家の爲に事は
 聊勞苦を歎く私に米怒を先立る公物を多し

一 至極に可成りは
 有る通に産る以上

己十二月

對話書十一

西月六日普書調所おきて臣米利加使節に應
接仕多難有るに速に應候

一應挨拶早申

一其一ヶ条に内部に於てフロマチーキ官并コンシユラ
イル官に職を行ふ事を始る時より故障なく日
本國の或る部を云々と有るに及ばぬ事と云ふ

海舟書屋

通チフロマチーキアゲント及コンシユライルゼ子ラールを格
別並にコンシユライルを同様に難お來と認むる
可段を

一コンシユル普旅切に儀を前を公務にて云々と
認むれば沙汰に及ばぬ公事と限るに候
お取進め申すに及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ
前より一層厳重に申すに及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ
一コンシユル普全國を旅外に候に及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ
法に及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ
欠るに及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ事今又お取進め申すに及ばぬ

之通振並其方及為之書存也

- 一 コンシユライル官と認む様をコンシユル等々之定
其官人之限るを像るコシユル等々亦在り小
役人等之を指す事々々之等々皆由国内旅行
所差免お申す此等々も四五人等過中官等
一 開港場を歩外中儀之を得る条理も相立り
此全國中旅行と相申す事々々人心居合等々拘り
其旨何事々々中入等過り義伏可致也
一 左程に信守事々々私より中上儀を信守事々
故之事々々右外は読書之政一乃日等書存也

- 一 他國之を右振る條約書抄之書載せし事
之々々々此等國おありハ遊て其議論也
可也々々認む事々々之存也
一 他國之を非人々何事之可也誠此請之遊て
ハ西米利加役人々非人々及不申ハ申書存也
一 當方之ハ官人々其も其助之役之等々上之全國中
之勿論江戸外也出等事々不除儀之有之也
一 他國之も其條約書後其書其此條約書
一 取結遊之外國之法も其用お成儀之付此位
之條約書之々々々若等々之官吏出切免許

之儀を下四表すも委細中上之儀は所存

一 コンシユルゼ子テールを別格に付平等にコンシユル一操
を不論事とす

一 外國にては旅行の禁を設けざるも其の禁を設けざるは
諸國之言を不殘刑にせざるも無論旅行を不苦儀に
お心得同港埔の如く急を議論せし起り以後所存

一 文帳中故障ありとの字を故障なきと認むれば
改修ありと云ふ左右に入ると時を必意外に手達書出来
可致る事此儀を中入る通義諾可致る

一 右指認習して片國內所々の差支を填む

海舟書屋

片指可致る事

一 右指の決りを決て無き事又和るに有るは

一 難航苦難を前官吏に難航を難
お集り災有るに難航も養生通るに為る
お航も出入を便に同航の事とす所存

一 条理を三事として政府自ら其候お達し得るは
徒ら路を見物等と難航出来事と有るは

一 英國普通通る法を官私共に何方にも
し心得るは所存

一 右指を左指決定を改め候先方にて是れ不

改内強子系孫越より必其國に和を破り山嶽
可成集る存在

一 尤も合衆國より諸州に法を從ひ振交す可仕

一 合衆國にコンシエラールを七里塚外より出入り

権ある事と日本政府亦知事と中候昨年春

此取柄の中を規定書に認有る也

一 右の通に得た其權難船切迫の場合にありされ

に用ゆる事と延まひ書にあり也

一 万国並に通に法にあり第一通にあり拒み切實也

に後より自國の事と各々其英傳書等に

國に取掛り戦争あり其事とあり也

一 右取に次第に及ぶ其毒國に同より不好事と付並

て談判改定事とあり也

一 徒に旅行の場所を強ひて強奪する物とあり也

に談定難出也

一 内沙汰の通文候右改定て此地にあり也

支に何方にも不在余取可成其仕組とあり也

一 國に其領事と存寄次第にて政府に控り難

其事とあり也

難叶儀とあり也

一 政府の権ふり属し中々無きもの於て條理不
立儀を命令亦能く外事當面致す事なき

一 何事をも巨人を禁錮せしめ其意を
其官条約の條判り是處七里外未だ

権を延びし儀今日より引戻明日九時迄
も出立致一切害を達せしむ不苦

一 右様之儀望み探政意を初心儀を尽し中談
事々有るに

一 唯々手達なき探政意存す事々付政府と談
之上旅は認可なり

一 右様ハ新譯表にて急用出来神素川

其難意々々候同所々内幸切不申立夫

より江戸は候候和家々々々不々々四十日

可右掛左々々々通可用品々難出来

一 右許の儀を必百達出来政事々々見据儀

々々修定出来儀々何々難出来

一 出沙汰の儀々々々々國政府と内職

々儀々々々通取極々々必大統領致約書

を呈下日掛可申

一 斯中入々々々國々文情永々不欠出於存々々

之儀付劾考之上書改多採可改尚之上
て談可改也

一 旅り之屬を都てお除可也

一 除るるを日本人を以米利和人旅りを以よ不除也
お心得豆米利和人を不苦うお心得混雜出米
可改也

一 今より二十四年前引合や上を改をミニスト
ル并コンシエルゼ子ラールおも旅りを改許コン
シエルを公務之外おお成との所沙汰也知
只今より三ニストルを改改めを願也

海舟書屋

何れ改可改也

一 ニニストル并コンシエルゼ子ラールを身柄者お政府より
りまて達し取扱積は書面も題してコンシ
エル書も随意に旅りしに次第して難改也此
皆子書改も專決しに事有也

一 コンシエルも矢張ミニストル同お政府より達し改
下り子細も改可改也

一 コンシエル書も及しに儀を達し難出本事也
一 候し由達し改も改可改也
ト并コンシエルゼ子ラールを改改り本の或る部

を旅以て認事し可申

一 政府に届く上旅以て可申

一 ミニストル旅行政を前を其修外國事務宰

相に届けるを一方國に法をコンシエルゼ子ラール

迎ふる地の幸に和に届く上出立政に其を普

通に禮法に其産を以て夫迄約書の認裁を

儀を何分は是合可に其下を

一 左に記すプロマキーアゲント兼コンシエルゼ子ラール云々を認

可申候

右に記す通に其産以上

午酉月

對話書十二

酉月十日於蕃書調所無采利加使節に應接仕

形に趣左に記す通に其産候

一 應挨拶早に

一 此程條約書中の文言改換の儀夫に其終

一 其産を得其法沙法通改を其義理暗に其

殊に戦争に大なる下を以て廟も出来ず
 一 片談に内を一旦片治定むれば廟も有る
 片談海に儀を再々片助に成るるに際
 限も無き連も條約を整ふ中
 一 私勅考仕を孰先可申上
 一 最初私に編之其出を条約草稿に第七
 条を以て國を以て年を少く若く片助に
 利加人を拾里より遠く旅に去るへ
 其十年以上して行状甚宜なるを以て國人
 同指全國中無差支遊歩可成との儀載

海舟書屋

置る事進了片談に類も片助に有る
 廟も不殊引片助に
 一 右引片助を以て江戸大坂に以て片助に
 對し格別内熟意を以て片助に儀に片助に
 一 一併に全國中の遊歩に積り付片助に
 限拾里を認むを得るに右に遊歩に片助に
 片助に上矢張十里を片助に片助に私苦心
 極る事存
 一 神奈川條約を以て片助に片助に片助に
 片助に片助に片助に片助に片助に片助に

址下回七里若館五里与有之在

一 一时渡来之水夫昔昔其其遊歩政

其五里七里して事是り其十年の淹

員政一其のり其程十分と其難中

一 十里と其適宜に里敷して其疎密

上減して其為其廣く其を像して其

一 折して支那の事其吐其原を同國して

其港の場所其何事も拾六里程其在

開有之在

一 其儀五里其支那國を九百里も旅其

一 其儀其其其其儀其其其其

一 右其談判を平常に其吐と違ひ其大

國の大事に其在

一 耶の其仰其其界址して其自國を勿論其國

何れも其其其其其

一 其最中上其全國旅行に其儀只今其り其

其唯拾里を以極其採其其其

一 拾里して其五十年其其政其其の其每

其其慣其場所の其歩り政其採其其其

其其其其其其其

一 西洋人を東洋人と不同東洋人を酒食等
 事是り多しを家を居るを幸福と改し歩
 けししを一つの仕事と心得るは唯西洋人
 志是り反し歩け不識多しを必右叶事と
 改し居る

一 十里と申すは欲柄格を動歩を尽しは儀得
 与儀動歩可也下也

一 神奈川を四方に十里と改しは坊を以て
 也其内は籠を取回所と方と六郷川を限り
 其儀を私に心得居申す也

一 神奈川を真の路と改し東へ十里西へ十里と測り
 其坊を通計或拾里と申す儀を得て同和
 儀を一方と海とて一方と六郷川と申す也
 其の通序は海に成るも其を以て一の通序
 一 箱館を海濱と枕と地故矢張三分て内庭
 一 京都の如き口辺陸地を海と箱館を連ひ
 五里と申すも拾里と申す也
 一 神奈川箱館を先より談判仕居る
 地図を按して遊歩し界址を示し
 一 里數は儀を常方おめては道程を以極しり

外目當々々々

一 右に土地をコシエル事あり上鎮をより十里
之界限を以て示す可也其第一格
別狹隘を以て示す可也

一 西國を以ては道程を以て測るコシエルは示す上
同人並引仕る誰も彼を以て示す可也

一 譬へは西國の境を定め難く六ヶ敷を以て
遊歩の境限を一里半里を以て論じ之儀
を以て示す可也

一 神奈川若館の儀を以て示す可也

海舟書屋

上換投可也

一 右に不取海を以て長寄り移り去り新
深堀と序を以て示す可也

一 堀を肝要の場所を以て示す可也

一 堀の儀を以て示す可也

一 堀より四方に拾里を以て示す可也
國を以て示す可也
其邊を以て示す可也
境界を以て示す可也

餘之中より困りたるは

一 兵庫と大坂を同時に在る事は其の間
に境を以て其の事一に分る事

一 京都近傍に近き事一義に能く其心得

一 京都周囲の規程候と右に之を自出格之候を以
兵庫と其の事一に之候

一 水米を猪名川を越え候儀を為政官等より
其商人を大坂より其米の事難お成候

一 逗留商人の事一に之候不苦候且京師周囲の候を書面
に裁可申中候

一 左より兵庫より京遊歩之地を各十拾里併京
都に十里内を以て決り申入申置候且水米を猪
名川を越へ候と認可申候

一 四丁に拾里を認り候儀を決路候も其米を扱お成候
候是を海を隔る事一に其米を扱お成候

一 遊歩を陸地を限り候事一にて其より海上渡
航を包ぬ候儀を以て候

一 長崎より候も申入申通是迄外必人其規程を
以て極多より外政一に其事一に候

一 昨より候多候事一長崎外に支配不申候事

子細儀と書存

- 一 私自着る好取計を真実の処を可申上
- 一 長崎の土地の幸好支配無限大格別狭き長
と申す政府談判の上可陳と申認可申
- 一 別子改正政の儀を難出来
- 一 私儀長崎表の地形等は一向お申へ申中
候とて夫の申す事候に右にて治定政一第
一差支る前も實にふ都合に付右の又言入
置申す迎渡日必居談判仕候事候事候
- 一 若遊て居談判の上お申候事候事候三ニストル儀

海舟書屋

之政府の送惑お申候儀を強て取計
取事候決り候事候

- 一 和蘭の二百年來禁錮の事新に遊歩書出
來の事候申す候事候實に難有書存
儀に可申候事候同候事候
- 一 和蘭の許り候事候方候事候儀を不踐候事
候事候事候上候事候實に難政候
- 一 只今より五年の後に堺大坂神奈川上野宛
系候事候長崎の五艘も余り候事候
- 一 和蘭人只今長崎表に三十人在留政候事

五年と雖も只五人程も右成可申
 一 九州之内政府に所領分を幾可も可有と
 之不残は是免相承多事と申座有哉

一 長崎周圍地續に公領の之免儀有之
 一 可申尖子短に申談可申也

一 長崎を真に改一四字に十五里と申定右
 内之乃り在諸侯領地を可除と認可申

一 長崎を右振り地を之と申

地圖を以て

一 和蘭人、右許を外近村の上地を放多場所

右長崎市中同指遊歩可申

一 右を以て五人長崎周圍公領之場所を遊歩
 了事出来也、但近村大村候土地分
 右筆を以て認可申

一 港之儀を弥右之通何事も治定右成也

一 堀を軍兵庫と申新深を掘り右定を積神奈

川築館長崎市中入之通に取極可申

一 美知仕候

一 此程毎港居留者建物政に場所を像
 之付申談も此程を以て右を五六日前申上

通り明白文章として右を彼は改めたる
却て意味暗くお筆中を

一 トシクルキユルシユスに内君は座を於て其の物たる
之を實に一ヶ所を限りし事にして座を

一 私儀是迄妄虚之言を數に御事候事候
信濃守候能事業知に座を此候通も
右指し様可政理を云に座

一 右は被申候事の上を御お達事有る旨候事候
可据に座

一 江戸大坂の座を私小文章編立中上儀を

海舟書屋

多々信談に付お認め事と云に且先自右に座
中候仰事事は此座を此候様候に通お改申候

一 一千八百六十二年一月一日江戸町一千八百
六十二年一月一日大坂町一里米利和人唯高

賣り物者たる為るに道に留ま

一 此所よりおめて五米利和人價を以て此所を
了し候事候座場一所并歩り候距離を五米
利和人フロマチーキアメントと日中政府と
一 此座を

一 軍用候事候日本政府と外西人との事候

大君通御内三本字之出於大喪之節慎方
其儀之皆西直之法之此處之旨悉く此認
之地之このコンニエル此處之可成此堅く此守
可中此

一八ヶ条拜不儀之居申之地之限り之この文
言認可中言内沙汰之此處之此居留此免
之此之所之拜前等可取建理決之
之此之事之此處之在

一長崎之儀神奈川等之居申之地之此此江戶大
坂之此高賣之此此之此右此之并別之此

海舟書屋

之此此認可中此此之事之有之在

一建物之儀之三ヶ条之委此認可之此旨同ヶ条
此取用之此此別之掲け出之此及此此

一此中此此此三ヶ条之此分り之此旨之心得之此
之別此不掲之此此在

一八ヶ条之末文踏繪之處之序此繪之此日本政
府踏繪之仕末を既之廢之之今此示
此之此認可中此

一右廢之之今此可此之文字之條理之
何之難認之

一 新ニ條約書ト認加ヘテ付今般ニ字ニ
 其ノ文候ニ必都令ニ在
 一 文字上ニ儀ヲ如何有ニ其右ニ通認ニ其
 決テ難政也

一 好文章トモ在否ニ其心惡者多ク其
 在仰ニ通可仕也

一 十五ヶ條ニ文言通日語ニ其意多ク其
 之ニ政府ニ免之ニ其認可ニ其
 其好其右ニ不在其力ニ語ニ其外國ニ輕侮
 其願ニ其意多ク其存也

一 實前モ今ノ意味詳悉改ニ其認可ニ其
 三ヶ一ニ其減其年又其不都令ニ其文言其入
 可其成ニ其義ニ其分難心得也

一 此條モ其國ニ其者モ在 認可ニ其
 一 此條モ其据ニ其成ニ其不其其刪其
 其二ニ其内何事トモ其決其可其

一 免以ニ中儀モ其結ニ其其 可其其其又同意
 其ノ其文言ニ其條約ニ其首ニ次ニ其其日同意決其
 其其其其其其 都ニ其同意ニ其其其其其其
 其其不及其其 刪去可其

一 船主が預りたる貨物に上二箇も動し
其儀を難仕也

一 左の如く不殘刑可申也

一 税則の内過料の儀は何事をも其重
きを懲志之爲り可申也

一 私仕組等出る条約を和蘭之法とて反し居
るは其決して無理の儀と云ふ可也

一 和蘭之法を船主を物を運送致し居るに
二付自船不申し不爲り有るは其西國志
右と異也積入る貨物を不殘船主に任

海舟書屋

せま尖り給ふも其故偽等を決て不仕也

一 過料五千トルラルと致し其船主と武千
トルラル一所持致し其者先を其事實にお
ても進も行きかゝる也

一 噸税を申すに通取立不申し其出港税と入港税同
振取立を積り有る大取立を委細に兼て書面を致
し明後十二日迄に可申達也

一 出港税免除の儀を其條約十一條を刪
去り十條の内日本政府と爲るとの文二言ハ
改正不致るを難申也

一 清國之產物種々可有之を得先外國人之
 望多品を茶漆器棹銅之産物尤茶を唯今
 之製法より大豆米利加歐羅巴等より有るも
 必向來如故進了西洋風之製法を學ばし
 十分捌方よりお申中
 一 此程も中上之通出港税を元米石上りの産物
 一 全世界中實驗練磨仕立て高品質之功者
 我稱多者大豆米利加英吉利之産物如何
 ても近來出港税を廢し之を商賣之滋盛大
 我欲國之愈豊饒政を計りて之儀を産物

一 出仕出之越より入港税を別て出港税と
 其儀を之儀を付下通之る者又之儀を其
 其事に實於て難事なり
 一 右外國の持込物ものも私の中立者米之稅
 之も負遂に可中を好む内國地の持込物より
 此出仕出之越より高を申す難事なり
 一 只今此等之能者之不能者之即人可有之能者
 之自出之能者之半を分ち不能者之命之能者
 之其之為事之必成就仕事なり
 一 其上内國内之産物を九分ハ其割二分五厘之稅

差出多振おれ申す右振儀は是迄終り兼
り多事とせしは存也

一 暹羅之諸産物入港之税も三分五分とす此産物

一 支那の茶を以て商賣其一と改し歐羅巴諸

物皆茶を以て支那より買入る儀は付税も隨て

貴く好む諸貨平均改しを降す五分とす

其過ふ中も

一 税を貴く改しを好む所は價隨て貴く思ふ

價貴くおれし時を遠方より買入る者も多し

一 右の如き高賣物物は其類を思ふに格別

海舟書屋

右も多し右出税も成丈々低くす此類も

一 一類は右取立多し方宜く好む此類も亦有

何れも必要荷物として積出しを降す五分と税を

お拂ふは治定し可仕る解を如何振片談は

産物也取計難中も

一 右の付て入港の内其二類一割と知五分と改

且税金に右と通認入可中も

都より申すおれて産物を積荷として輸出する所

は五分の税を拂ふ所

金銭銅銭の外也

右に於ては法律定むるに依りては國に納
む十分と存する

一 右に於て子細を以ては其の得たるに
當りて存知し通商
方におきて不馴し事先稅法を以て改む
積取極右年限得るに試み出港稅不便
其の廢止可也

一 江戸大阪出港し上りたるに
其の積取極右年限得るに試み出港稅不便
其の廢止可也

海舟書屋

一出港稅を以て上り品物に進出極
右年限得るに試み出港稅不便

難計右に於ては其の積取極右年限得るに
其の積取極右年限得るに試み出港稅不便
其の廢止可也

一出港稅を以て上り品物に進出極
右年限得るに試み出港稅不便
其の廢止可也

一 右に於て稅法并改む期限と
其の積取極右年限得るに試み出港稅不便
其の廢止可也

一 兼知仕度

一 通判七十條之初之認入之趣を以て差出せる毎港
 遊歩規程之書付執譯之上一覽改之趣を兵
 庫之港京都十里之地に於て入之儀何分奈
 輝之少政指存之旨於兵庫を各方の十里京都
 之所より十里之境界に遊歩之旨に依て京都
 方ハ除く之認改之趣を

- 一 差知仕之沙汰之通認可申上
- 一 最早有之申談申可申上廣之旨に於て旨
 明の申下書取調次第之入片覽別後思召
 之旨に依りて速之旨申書取掛可申上

海舟書屋

一 差知改之旨

一 通判二月五日の部々月之旨に調申出延之
 儀片談之旨に依りて速之旨に於て内吳國軍艦
 等方一濟米仕之旨に速之旨に於て取掛之旨
 之難計之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨
 之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨
 一 先之談之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨
 幾艘之軍艦等之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨
 奏聞不取漸以之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨
 一 片尤之儀之旨に依りて速之旨に於て取掛之旨

右ノ通ル所以上

午四月

評定所一座

海防懸

大目付

筒井肥前守

浦賀奉行

長崎奉行

下田奉行

海舟書屋

箱館奉行

目付

下田在留之無墨利如官吏先般出府中使節
之名義を以諸事多々厚出取扱彼國年来懇願
之和親貿易之儀應接掛之者に其差同之上追々
談判折合既假條約書も相整彼方より使節
限調申上致一旦下田に引取らる處滞府中より不
快之帰至後次第之差重程々療養院を設け共何
分重体存命無遺其由下田表より急便を以申上

其付一回評論期年仕多事且國大統領より官
 兼差出立書翰之趣も官更儀全權之重任也
 受被國於格別に取扱ふべき第一病死仕多事
 且も政府に片一方も多し以て彼等必不快存
 可申九俱一貫之古語之如く是迄格別に厚く
 其取扱も空敷に成殊に假條約書に懸るも
 中雙字調印に漏不中も得る未久全相整共
 疑中其共儘時日中延成居るも如何報
 隙に健在生可中も難計の間も且國に使船
 其向中更病或る儀是違且に双字調印に約書

海舟書屋

為其取替に事多し方國家永久に存爲るも存日夜痛
 心仕多し得て京地にも操採も未久中分中其上使
 船は美差遣方にも中續も急速も届る事遺憾至
 極に其度産も其向何分も成事也其旨先
 必取敢官更病死之儀も早に西國政府に不仕
 其も極に不都合に儀出来可也 尤他國常
 官更病死致すに外國無通に取計振替有
 之通官更も支事に儀も委細に心得居可也
 其旨同人に葛に示談の上事実顛末巨細為認
 取右書面若館客店にライスの託し且國に相違

可憐多如共當付同所之本物也
之任未振之准一和蒙領事官之
同人之為取扱通年官書面之唐
之國役人之相届夫より彼政府
相年之可憐多存之然之領事官
日沃之長寄表出立之其旨之勘
兩人之仰付通年官書面持之出地
出立道中於之領事官仍逢次其
香港之届方之儀厚相託尤長崎
便給美向之官書之得之同所之
海舟書屋

船并古買上之スクー子ル船也
越居之儀之付夫是之考之任之
為之任之香港之届方必取扱可
右孫不一通之配之為之書面之
府於之師厚情之極感喜仰慕可
出摸孫次其領事調印之為使船
之儀之於其節評議可也上之存
以上

午二月(安政五年)

午四月廿四日

對話書

一應挨拶畢

侍中

一條約調判約日返及返之許大病後押之出
府之懸昔委細在京中令議知右之井上信澄曾
之以其許の演說書のの之後之挨拶を思懐起後
之政府之言上可及事柄有之同人之中合之許の中

海舟書屋

述公通之次方之白於再之再口言上およの多於此鎖國
之習風固然之之免角人心不穩忽之國內騷乱
之可及之深を悩

敷之其人心不居合儀之之無之接連之調判之手
續之運之之志書面之上ハ右懸之在事實不都合
之儀出來之之眼前之儀左之之之外部之之若對
信義之難立候之付於政府之權之以精之及誤得
條約面之何事之之善之談書海之通之動双方調
判可成見込之留約日右返之上再應中述之候於
此等之心苦者之之於今暫之之間於有之度尤口

一 万国一統之振合史書より見れば其好む所は
 之事柄を何れに取計り向て更より見れば其
 序の所

一 万国之振合等義知改居るに其何れ人心を居
 合付斯談の如くは其決りて其開の如くは
 義より其之の所

一 政府を國の爲に益する事と見据條約取極の如
 く其左右調判の如くは其普通の儀にて是則
 政府の權ある事と其序の所

一 双方談和漸く上國內人心を居合其所以其延の如

海舟書屋

儀を万国共々決て其之の事と其序の所

一 美江戸政府より右調判の中其本不致其如くは其
 本政府の權有るに其方は私に其出所談の中其在
 外政府より其之の所

一 大統領の書翰より日本於て威權其一人に
 心得美出の儀と其序の所

一 日本掌櫃より其方江戸表より其爲其其如くは其
 およひ其加私江戸表より其出書翰美出の
 儀と其序の所

一 其心得の如くは其實は江戸表より其威權其一人

其は私義歎くは儀有る私歎を文
其を則大統領歎くは義を成る

一 改義を外國へも速に響き可申事尙向後
外國者條約取結む江戶へ其出出申
事京師に其出可申左を得事

大君の権も為るは國神を失ふ振可致
此等事成り私不申上も其辨知可致
為る義も事成る

一 日本之權を以條約に取振振して明白に
お分り申事

一 私義を唯今申上を通る心得も事成る如
くは威權を以て斯に談判仕事則私
の心得違ふ付右誠意を原本國政府が察
當可申事

一 改後江戸政府に於て種々の難の生る儀は
見振居申事其本を調申は差延らり起
る事して其末官儀を一事も其真暗に

一 大切之原今一應繰返可申上も仮令は江戸
政府の當時稱る中心の振あるものにて何方へ
向ふ事甚六々散場合有る事

一 私立法蘭西の危難ある政府に安全を求むるに
 届きし其力を盡ししを得しは其意を今日に沙汰
 する程合し一月外一年外又其
 五ヶ年外又其見留附ふ中其

一 唯今何の頃と申儀伺ふ事右に掛りて役と
 り兼りて扱は沙汰と有今日に決定し其答を不
 仕右に役とより延引し其期限見留付る事
 談とより私役衆を以取計り届夫を勅弁
 上は談者可仕其尤遊延引し其義有明
 後日掛りて役と申引合可申事其何の頃と

海舟書屋

中其談者より書面を以決意し其答可申上

一 明後日と申談り定まら極し其儀をより其
 暇と期限を極し其談り事有

一 治定し其儀を難中より其左程長く掛り其義を
 有し其事有

一 今日何の頃と申見留付る事其程より明後日掛
 り役と申談り可仕其其論事と事有

一 委細の書面中より有し其儀を熟覽可致其令に條
 約整定し其存る其流し心配致し其事有

一 江戸政府并其事其扱り其格別其心配是

片纏ぬる事も思ひつゝ其の能心得るもの念
ま不仕併意外之義より事起り可申す事好む

一唯今は沙汰の款十分の六分を得るにせし
書面をも得と拝見之上委細明後日掛役
と申談判可仕

一兼知いゝ

一右條約を外國と日本との文際三付格別緊要
之事に力有るは此條約を以ては必ず危難
を生し可申す私に於て力を尽し日本に都
合宜格別より取扱以後外國人より其

海舟書屋

此條約より右面倒ふ事其格心配仕る昨冬
以来右の心配より既に命を可成とてい
程の儀改より成否も未知なり其格
力におよひて是を骨折る可仕

一久松本國軍艦濟本を以ては双方に仕合
有るは此條より起りては此軍令より早り
軍艦濟本を改換心配仕る

一改定より同様の心配

一今より外は沙汰の儀も其の如く最別
候中より候も其の如く其の如く

意之尚掛後之多少談判可任在
有通商之以上

午四月

安政五年五月六日亞墨利加大統領以書返
翰堀田侯中旨定使節呼出之書返

肅復

亞墨利加合衆國

大統領皮兒設殿下

貴國往年以降屢求

兩國修睦幸慰麻鮮且現今

派領事官巴爾理士為使

節齋書翰謀使

兩國人民共通貿易永以安

寧詞旨懇款感荷曷已乃

宜以章程草案相示也然

期日不得不緩者以有我

國國會同商議之事也幸

諒察之併祈

貴國安全不悉

安政五年戊午五月 日

七九三

日本國源御名 御朱印

以 御朱印を新調之分を御用之

右所返翰和解

肅て皇靈利和令庇國大統領セルセ陛下に
返答は貴國先年以來存く兩國親睦を求む
と満足せり且此處コンシエルハリスを以て使者
とて書翰を持来せし由兩國人民の交易を
通し永く安寧ありし事謀る紙面を以て
ねんじりあり因て条約の草稿を以て示し

海舟書屋

不あり然もその於限を緩ふべきを以て
と我國中存令を評議する事あり幸に
之を諒察せよ併し貴國の安全を祈るあり
米國使節ハリスの説く事と英佛二國の請求
は先づちて米必し十分の條約を結ぶべきを我
國の禍害測らぬ事なり是を立論
の主眼として實にさる事もあり一以時一程
の論者あり云々一英佛強大の軍艦幾百艘
海を蔽ふて来るも我を以ては心理を押し
断然之を拒み條理名分を失ふ事なく於て

毫も畏るゝは是れ彼もまた吾名の師を我に
 加ふるの理ありと云ふは論一應とて理あり
 又似せぬ大に謬れ王抑帝國公法といふは
 表面の儀式のみならずその實は強弱優劣の
 如何あり其れも同盟國の事として我々の
 如きいまま何れの國とも訂盟せざるの場合
 ありては從軍の事とす我々の條理を失
 せぬは彼より決して譽端を究くの理あり
 といふといふは是れも英國の水夫數百人上陸
 するとのありとせんは彼等醉飽歡歌し街上

を換りせし我々の邦の士人之を親て必一場争
 鬪の事ありとせん其曲直の孰れあるれと
 判せんとし是れ則開譽の始なりとて結果
 の如何と測しは強あれば非も理も轉
 弱あれば理も非も歸り古今何れの國を問
 いて其事倒皆然り後本英人の眼天下を吞
 むと各國人の皆知る事あり我々の邦苟くも
 之と同等の地位とせんは吾國を富し兵を
 強し是れ若くは計略を出して徒ら
 空論を頼り理非順逆を争て以て之を制

せんとう豈螳臂の議を免れんや況や宇宙
 間人民互にお親み有るお通まると天地の公
 道としてとてその間如何ある事情あるを之
 を拒むる大怖は於て己の正鵠を誤るものお
 水も彼より再三詰論をい理勢自ら屈しそ答
 辯も窮まると鏡を掛て観るう如く論者の言
 の如きと云ふ言ふて事を行はざるの説
 といふて一時の學りて唯一片の情義よく百篇
 の精兵の敵すきあるを然れハハリスの所論
 決して一時恐嚇して我を欺くものよあはれ

海舟書屋

一と真の厚意を出さざる物ふつともあはれ
 そ英佛の先くちて巨國と訂約せしむる我
 邦千載の幸福といふ事一然れ共當時此理を
 解する者極て少く一般皆そ非難を咎め拒腕切
 齒そ事より従事する者を目して賣國の姦と
 為さるる當有者の困難想ふべきのと思ふ
 鎖鑰の説を唱へ抗慨奔走せし人よして
 今仍多く存する者あらん溯て往時を回顧
 せし必慄然自省する事あらん欽栗して城
 下の盟をあり
 神州を汚辱せしものあり

や又改事、徳川氏一家の私に止るものな
り。或は皇國全體の利を謀り
ものあり。然今に至ると雲霧氷釈必これ
を識別せざるの明あること予の疑ひあり
そふあり

開國起原卷十二

海舟書屋

